



宮 崎 県 公 報

平成22年3月31日 (水曜日) 号外 第 24 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 高 洲 町 222 番 地
合 資 会 社 愛 文 社 印 刷 所

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則	頁	訓 令
○証明手数料徴収規則の一部を改正する規則…………… (財政課) 1		○宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令…… (行政経営課) 2

規 則

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第16号

証明手数料徴収規則の一部を改正する規則

証明手数料徴収規則 (昭和32年宮崎県規則第26号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後					
別表 (第2条関係)					別表 (第2条関係)					
事 務	区 分	単 位	金 額		事 務	区 分	単 位	金 額		
[略]					[略]					
3 営業又は業務に関する証明	(1)~(8) [略]	[略]	[略]		3 営業又は業務に関する証明	(1)~(8) [略]	[略]	[略]		
			[略]					(9) <u>計量法(平成4年法律第51号)第46条第1項の規定により知事に届け出たある修理事業者であることの証明</u>	同	400円
			[略]					(10) <u>計量法第51条第1項の規定により知事に届け出たある販売事業者であることの証明</u>	同	400円
[略]		[略]		[略]		[略]		[略]		
7 その他の証明	(1)~(9) [略]	[略]	[略]		7 その他の証明	(1)~(9) [略]	[略]	[略]		
			[略]					(10) <u>家畜伝染病</u>	[略]	[略]

	<p>予防法（昭和26年法律第 166号）第45条の規定に基づく輸出検査申請に必要な同法第 2 条に規定する家畜伝染病が発生していないことの証明</p> <p>(11)・(12) [略]</p>		<p>予防法（昭和26年法律第 166号）第45条の規定に基づく輸出検査申請に必要な同法第 2 条に規定する家畜伝染病が発生していないことその他の事項の証明</p> <p>(11)・(12) [略]</p> <p>(13) <u>計量法第23条第 1 項の規定により知事が実施した定期検査に合格した特定計量器であることの証明</u></p> <p>(14) <u>計量法第71条第 1 項の規定により知事が実施した検定に合格した特定計量器であることの証明</u></p> <p>(15) <u>計量法第 18条第 1 項の規定により知事が実施した計量証明検査に合格した特定計量器であることの証明</u></p>	<p>同</p> <p>同</p> <p>同</p>	<p>400円</p> <p>400円</p> <p>400円</p>
--	---	--	---	----------------------------	-------------------------------------

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

訓 令

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令をここに公表する。

平成22年 3 月31日

宮崎県知事 東国原 英 夫

訓令第 8 号

本 庁
各出先機関

宮崎県事務決裁規程の一部を改正する訓令

宮崎県事務決裁規程（昭和40年訓令第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(本庁における専決)	(本庁における専決)
第 4 条 [略]	第 4 条 [略]
2・3 [略]	2・3 [略]
4 室長は、別表第 2（職員の服務等に関する事務の項にあっては、事項の欄（3）（室長の出張に係るものを除く。）に限る。）に	4 室長は、別表第 2（職員の服務等に関する事務の項にあっては、事項の欄（3）（室長の出張に係るものを除く。）に限る。）に

掲げる課長の専決することができる事項(担当事務に関する事項に限る。)について専決することができる。

5 担当リーダーは、別表第3に掲げる課長補佐特定専決事項(担当事務に関する事項に限る。)について専決することができる。

別表第2(第4条関係)

本庁各課共通専決事項

事務	事 項	専 決 区 分						摘 要
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー	
[略]								
11 財務 等に関 する事 務	(10) 予算執行 伺及び支出負 担行為に關す ること。ただ し、支出負担 行為にあって は、次に掲げ るものを除く 。 ア・イ [略] ウ 職員手当 (児童手当 にあっては 、総務事務 センターの 主管に属す るものに限 る。) エ～キ [略]							[略]
	(11) 支出命令 に關すること 。ただし、次 に掲げるもの を除く。 ア・イ [略] ウ 職員手当 (児童手当 にあっては 、総務事務 センターの 主管に属す るものに限 る。) エ～キ [略]				○			
[略]								

掲げる課長の専決することができる事項及び別表第3(その1)に掲げる課長特定専決事項(担当事務に関する事項に限る。)について専決することができる。

5 担当リーダーは、別表第3(その1)に掲げる課長補佐特定専決事項(担当事務に関する事項に限る。)について専決することができる。

別表第2(第4条関係)

本庁各課共通専決事項

事務	事 項	専 決 区 分						摘 要
		副 知 事	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	担 当 リ ー ダ ー	
[略]								
11 財務 等に関 する事 務	(10) 予算執行 伺及び支出負 担行為に關す ること。ただ し、支出負担 行為にあって は、次に掲げ るものを除く 。 ア・イ [略] ウ 職員手当 (子ども手 当にあって は、総務事 務センター の主管に属 するものに 限る。) エ～キ [略]							[略]
	(11) 支出命令 に關すること 。ただし、次 に掲げるもの を除く。 ア・イ [略] ウ 職員手当 (子ども手 当にあって は、総務事 務センター の主管に属 するものに 限る。) エ～キ [略]				○			
[略]								

[略]

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項
---	---------	----------	----------	----------	------------

[略]

総務 事務 センター		[略]		1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。 2・3 [略]
------------------	--	-----	--	---

[略]

自然環境課			1 自然公園法(昭和32年法律第 161 号)による次の事務 (1) 第 10 条第 2 項の規定による公園事業の一部執行の同意に関すること。 (2) 第 10 条第 3 項の規定による公園事業の一部執行の認可に関すること。	1 自然公園法による次の事務 (1) 第 13 条第 3 項の規定による国定公園特別地域内における行為の許可に関する
-------	--	--	--	---

[略]

別表第 3 (その 1) (第 4 条関係)

本庁各課特定専決事項

課	副知事専決事項	部長特定専決事項	次長特定専決事項	課長特定専決事項	課長補佐特定専決事項
---	---------	----------	----------	----------	------------

[略]

総務 事務 センター		[略]		1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。 2・3 [略]
------------------	--	-----	--	--

[略]

自然環境課			1 自然公園法(昭和32年法律第 161 号)による次の事務 (1) 第 16 条第 2 項の規定による公園事業の一部執行の同意に関すること。 (2) 第 16 条第 3 項の規定による公園事業の一部執行の認可に関すること。 (3) 第 41 条第 2 項の	1 自然公園法による次の事務 (1) 第 16 条第 4 項において準用する第 10 条第 6 項の規定による施設の変更等の同意及び認可に関すること。 (2) 第 17 条第 1 項の規定による報告徴収及び立入検査に関すること。 (3) 第 20 条第 3 項の規定による国定公園特別地域内における行為の許可に関する
-------	--	--	--	---

	<p>2・3 [略]</p>	<p>こと。 <u>(2) 第14条第3項</u>の規定による国定公園特別保護地区内の行為の許可に関すること。 <u>(3) 第24条第3項</u>の規定による国定公園<u>海中公園地区</u>内の行為の許可に関すること。 <u>(4) 第26条第4項</u>の規定による期間の延長並びにその旨及び理由の通知に関すること。 <u>(5) 第26条第6項</u>の規定による期間の短縮に関すること。 <u>(6) 第28条第1項</u>の規定による報告の徴収に関すること。</p>	<p>規定による<u>確認に関すること</u>。 <u>(4) 第41条第3項の規定</u>による<u>認定に関すること</u>。 2・3 [略]</p>	<p>こと。 <u>(4) 第21条第3項</u>の規定による国定公園特別保護地区内の行為の許可に関すること。 <u>(5) 第22条第3項</u>の規定による国定公園<u>海域公園地区</u>内の行為の許可に関すること。 <u>(6) 第33条第4項</u>の規定による期間の延長並びにその旨及び理由の通知に関すること。 <u>(7) 第33条第6項</u>の規定による期間の短縮に関すること。 <u>(8) 第35条第1項</u>の規定による報告徴収に関すること。 。 <u>(9) 第35条第2項の規定</u>による立入検査等に関すること。 <u>(10) 第41条第4項</u></p>
--	----------------	--	---	---

									において 準用する 第39条第 6項の規 定による 区域の変 更等の確 認及び認 定に関す ること。 (11) 第42 条の規定 による報 告徴収に 関するこ と。 2～7 [略]
[略]									
経営 金融 課				[略]					
[略]									
建築 住宅 課		[略]		1～7 [略]] 8 エネルギ ーの使用の 合理化に関 する法律（ 昭和54年法 律第49号） による次の 事務 (1) [略]] (2) 第75 条第5項 の規定に よる勧告 に関する こと。 9 [略]					
[略]									
別表第4（第5条関係）									
出先機関の長共通専決事項									
1・2 [略]									
3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及									
									において 準用する 第39条第 6項の規 定による 区域の変 更等の確 認及び認 定に関す ること。 (11) 第42 条の規定 による報 告徴収に 関するこ と。 2～7 [略]
[略]									
商工 政策 課				[略]					
[略]									
建築 住宅 課		[略]		1～7 [略]] 8 エネルギ ーの使用の 合理化に関 する法律（ 昭和54年法 律第49号） による次の 事務 (1) [略]] (2) 第75 条第6項 の規定に よる勧告 に関する こと。 (3) 第75 条の2第 2項の規 定による 勧告に関 すること。 9 [略]					
[略]									
別表第4（第5条関係）									
出先機関の長共通専決事項									
1・2 [略]									
3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及									

び児童手当の認定に関すること（福祉事務所、農林振興局及び土木事務所（申間土木事務所、高岡土木事務所及び西都土木事務所を除く。）を除く。）。

4～11 [略]

別表第5（第5条関係）

出先機関の長特定専決事項

県税・総務事務所

1 同一庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。

西臼杵支庁

1 農地法による次の事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) 第4条第3項の規定による意見の聴取（(2)に規定する許可に係るものに限る。）に関すること。

(4) [略]

(5) 第5条第2項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取（(4)に規定する許可に係るものに限る。）に関すること。

(6) 第45条の規定による買収の申出の受理に関すること。

(7) 第46条の規定による土地等の調査に関すること。

(8) 第50条第1項の規定による買収令書の作成及び交付に関すること。

(9) 第50条第2項の規定による通知に関すること。

(10) 第55条第1項の規定による不用物件収去の命令に関すること。

(11) 第55条第2項の規定による収去令書の交付に関すること。

(12) 第62条第2項の規定による土地配分計画の作成に関すること。

(13) 第63条第1項の規定による買受予約申込書の受理に関すること。

(14) 第64条の規定による売渡予約書の交付に関すること。

(15) 第67条第1項の規定による売渡通知書の作成及び交付に関すること。

(16) 第68条第1項の規定による一時使用の許可に関すること。

(17) 第69条第1項の規定による売渡通知書の交付に関すること。

(18) 第71条の規定による検査に関すること。

(19) 第72条第2項の規定による買収令書の交付に関すること。

(20) 第74条の2の規定による道路等の譲与に関すること。

(21) 第75条の2第2項の規定による土地等の調査に関すること。

び子ども手当の認定に関すること（福祉事務所、農林振興局及び土木事務所（申間土木事務所、高岡土木事務所及び西都土木事務所を除く。）を除く。）。

4～11 [略]

別表第5（第5条関係）

出先機関の長特定専決事項

県税・総務事務所

1 同一庁舎に所在する福祉事務所、農林振興局及び土木事務所の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。

西臼杵支庁

1 農地法による次の事務

(1) [略]

(2) 第3条第3項の規定による同条第1項の許可に関すること。

(3) 第3条の2第1項の規定による勧告に関すること。

(4) 第3条の2第2項の規定による許可の取消しに関すること。

(5) [略]

(6) 第4条第3項の規定による意見の聴取（(5)に規定する許可に係るものに限る。）に関すること。

(7) [略]

(8) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定による意見の聴取（(7)に規定する許可に係るものに限る。）に関すること。

1 の 2 ～ 1 の 5 [略]

2 ～ 14 [略]

[略]

保健所

1 ～ 6 [略]

7 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号) による
次の事務

(1) [略]

(2)・(3) [略]

[略]

農林振興局

1 農地法による次の事務

(1) [略]

(2) [略]

(3) 第4条第3項の規定による意見の聴取 ((2)に規定
する許可に係るものに限る。) に関する事

(4) [略]

(5) 第5条第2項において準用する第4条第3項の規定
による意見の聴取 ((4)に規定する許可に係るものに限
る。) に関する事

(6) 第45条の規定による買収の申出の受理に関する事
。

(7) 第46条の規定による土地等の調査に関する事

(8) 第50条第1項の規定による買収令書の作成及び交付
に関する事

(9) 第50条第2項の規定による通知に関する事

(10) 第55条第1項の規定による不用物件取去の命令に関
する事

(11) 第55条第2項の規定による取去令書の交付に関する
事

(12) 第62条第2項の規定による土地配分計画の作成に関
する事

(13) 第63条第1項の規定による買受予約申込書の受理に
関する事

(14) 第64条の規定による売渡予約書の交付に関する事
。

1 の 2 農地法等の一部を改正する法律 (平成21年法律第57
号) 附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有する
こととされる同法第1条の規定による改正前の農地法によ
る次の事務

(1) 第71条の規定による検査に関する事

(2) 第72条第2項の規定による買収令書の交付に関する
事

1 の 3 農地法等の一部を改正する法律附則第6条第6項の
規定によりなお従前の例によることとされる場合における
同法第1条の規定による改正前の農地法第74条の2の規定
による道路等の譲与に関する事

1 の 4 ～ 1 の 7 [略]

2 ～ 14 [略]

[略]

保健所

1 ～ 6 [略]

7 麻薬及び向精神薬取締法 (昭和28年法律第14号) による
次の事務

(1) [略]

(2) 第10条第1項の規定による麻薬取扱者の免許証の再
交付に関する事

(3)・(4) [略]

[略]

農林振興局

1 農地法による次の事務

(1) [略]

(2) 第3条第3項の規定による同条第1項の許可に関す
る事

(3) 第3条の2第1項の規定による勧告に関する事

(4) 第3条の2第2項の規定による許可の取消しに関す
る事

(5) [略]

(6) 第4条第3項の規定による意見の聴取 ((5)に規定
する許可に係るものに限る。) に関する事

(7) [略]

(8) 第5条第3項において準用する第4条第3項の規定
による意見の聴取 ((7)に規定する許可に係るものに限
る。) に関する事

- (15) 第67条第1項の規定による売渡通知書の作成及び交付に関すること。
- (16) 第68条第1項の規定による一時使用の許可に関すること。
- (17) 第69条第1項の規定による売渡通知書の交付に関すること。
- (18) 第71条の規定による検査に関すること。
- (19) 第72条第2項の規定による買取令書の交付に関すること。
- (20) 第74条の2の規定による道路等の譲与に関すること。
- (21) 第75条の2第2項の規定による土地等の調査に関すること。

1の2～1の10 [略]
 2・3 [略]
 [略]

別表第6 (第5条関係)

副所長等共通専決事項	
1・2 [略]	
3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関する <u>こと。</u>	
4～7 [略]	

別表第6の2 (第5条関係)

庶務担当課長共通専決事項	
1 [略]	
2 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関する <u>こと</u> (県税・総務事務所を除く。)	
3 [略]	

別表第6の3 (第5条関係)

総務事務(総務商工)センター長専決事項	
1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関する <u>こと。</u>	

別表第7 (第5条関係)

西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項
[略]	1・2 [略] 3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関する <u>こと。</u> 4 [略]	[略]

別表第7の2 (第5条関係)

看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護大学総務課長専決事項
----	----	----	----	----	----	--------------

- 1の2 農地法等の一部を改正する法律附則第6条第3項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第1条の規定による改正前の農地法による次の事務
 - (1) 第71条の規定による検査に関すること。
 - (2) 第72条第2項の規定による買取令書の交付に関すること。

- 1の3 農地法等の一部を改正する法律附則第6条第6項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同法第1条の規定による改正前の農地法第74条の2の規定による道路等の譲与に関すること。

1の4～1の12 [略]
 2・3 [略]
 [略]

別表第6 (第5条関係)

副所長等共通専決事項	
1・2 [略]	
3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関する <u>こと。</u>	
4～7 [略]	

別表第6の2 (第5条関係)

庶務担当課長共通専決事項	
1 [略]	
2 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関する <u>こと</u> (県税・総務事務所を除く。)	
3 [略]	

別表第6の3 (第5条関係)

総務事務(総務商工)センター長専決事項	
1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関する <u>こと。</u>	

別表第7 (第5条関係)

西臼杵支庁次長専決事項	西臼杵支庁総務課長専決事項	西臼杵支庁主務課長専決事項
[略]	1・2 [略] 3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関する <u>こと。</u> 4 [略]	[略]

別表第7の2 (第5条関係)

看護	看護	看護	看護	看護	看護	看護大学総務課長専決事項
----	----	----	----	----	----	--------------

大学 事務 局長 専決 事項	大学 学部 長専 決事 項	大学 学生 部長 専決 事項	大学 研究 科長 専決 事項	大学 附属 図書 館長 専決 事項		大学 事務 局長 専決 事項	大学 学部 長専 決事 項	大学 学生 部長 専決 事項	大学 研究 科長 専決 事項	大学 附属 図書 館長 専決 事項			
[略]					1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。 2～6 [略]	[略]					1 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。 2～6 [略]		
別表第7の3 (第5条関係)						別表第7の3 (第5条関係)							
県立子ども療育センター事務長専決事項						県立子ども療育センター事務長専決事項							
1・2 [略]						1・2 [略]							
3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び児童手当の認定に関すること。						3 職員の扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当及び子ども手当の認定に関すること。							
4・5 [略]						4・5 [略]							
別表第9 (第10条関係)						別表第9 (第10条関係)							
出先機関名		第1代決者		第2代決者		出先機関名		第1代決者		第2代決者		第3代決者	
[略]		[略]				[略]		[略]					
港湾事務所		[略]				港湾事務所		[略]					
都市公園総合事務所		副所長											
[略]						[略]							

附 則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。